9　前項の規定の適用がある場合における第七項の規定の適用については、同項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第八条第一項第三号中「記録されて」を「記録がされて」に改め、同条第四項中「支払地」を「収益の分配に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の金融機関は、同項の規定による明細書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該明細書に記載すべき事項を第三条の三第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融機関は、当該明細書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。

第九条の三の二第六項中「第百二十条第一項第五号」を「第百二十条第一項第四号」に改める。

第九条の五第一項中「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に改め、同条第二項中「する者」の下に「（次項において「支払者」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を第三条の三第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

第十条第一項中「の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「において、」に改め、「（その試験研究費に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）」を削り、「当該年分の当該」を「当該年分の」に改め、「税額控除限度額が、」の下に「控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該控除上限額」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「増減試験研究費割合が百分の八以下である」を「次号に掲げる場合以外の」に、「百分の九・九」を「百分の十・一四五」に、「百分の八から当該」を「百分の九・四から」に、「百分の六」を「百分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「除く」の下に「。以下この条において「開業年」という」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　前項の青色申告書を提出する個人の令和四年及び令和五年の各年分における同項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　次号に掲げる年分以外の年分　当該年分の試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ　増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（ハに掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

ハ　その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　百分の八・五

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該年分の試験研究費の額に次に掲げる割合を合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）を乗じて計算した金額

イ　前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合

ロ　イに掲げる割合に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

第十条第四項を削り、同条第三項中「）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「において、」に、「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「当該年分の」に改め、「中小事業者税額控除限度額が、」の下に「中小事業者控除上限額（」を加え、「金額を超える」を「金額をいう。）を超える」に、「当該百分の二十五に相当する金額」を「当該中小事業者控除上限額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の青色申告書を提出する個人の次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（当該各号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、当該各号に定める金額の合計額）を加算した金額とする。

一　令和四年及び令和五年の各年分のうち試験研究費割合が百分の十を超える年分　当該調整前事業所得税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

二　令和四年及び令和五年の各年分のうち基準年比売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年試験研究費の額を超える年分　当該調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額

第十条第五項を次のように改める。

5　前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの令和四年及び令和五年の各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該年分の試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額とする。

一　増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分（開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び試験研究費割合が百分の十を超える年分を除く。）　当該増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

二　試験研究費割合が百分の十を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分のいずれにも該当しない年分で増減試験研究費割合が百分の九・四を超える年分を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

三　増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、試験研究費割合が百分の十を超える年分（開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

イ　第一号に定める割合

ロ　イに掲げる割合に前号に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

ハ　前号に定める割合

第十条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項」を「第四項」に改め、「これらの規定に規定する」及び「適用年の三年前の年以後に」を削り、「同年」を「適用年の三年前の年」に、「事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を「試験研究費の額並びに令和元年分の売上金額及び」に、「第六項」を「第七項」